

○財務省告示第百十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十九年三月二十四日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年四月十一日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（四十年）（第九  
回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項並びに特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六条  
第一項、第四十七条第一項及び  
第六十二条第一項

三 振替法の適  
用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
利回り競争に付して行われる  
入札（以下「利回り競争入札」  
という。）による発行（以下「利  
回り競争入札発行」という。）及  
び利回り競争入札の募入の決定  
をした後に行われる入札であつ  
て、財務大臣が各国債市場特別  
参加者ごとに応募限度額を定め  
るものによる発行（以下「国債  
市場特別参加者・第Ⅱ非価格競  
争入札発行」という。）

五 募入決定の





規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

十六

償還期限

平成六十八年三月二十日額面金額百円につき百円

十七

償還金額

日本銀行

十八

払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九

入札参加

平成二十九年三月二十四日

二十

払込期日